

在宅医療・介護連携推進協議会	協議資料
令和6年8月9日	
市役所 101 会議室	

令和6年度 第2回
立川市在宅医療・介護連携推進協議会
協 議 資 料

令和6年8月9日（金）

立川市 保健医療部 高齢福祉課

報告事項①

医療・介護フェス報告	
目的	医療・介護連携におけるACP（アドバンス・ケア・プランニング）や高齢化社会における医療・介護との関わり方、ヘルスリテラシーなどを広く周知啓発する。
主催	立川市医師会、立川市
共催	立川市歯科医師会、立川市薬剤師会
概要	<p>日時：令和6年5月26日（日）10:00～16:00</p> <p>場所：サンサンロード</p> <p>参加団体数：40 団体</p> <p>テント総数：57 張</p>
総評	<p>普段医療や介護に関心の薄い家族連れや若者の参加が多く、その世代に対し、ACPの普及啓発に繋がった。各ブースで盛り上がりを見せ、パネル展示や健康相談等により、医療・介護に関して考えるきっかけとなった。</p> <p>出展団体からも好評を得ており、医療機関等からは診療以外で市民の方と接する機会があまりないため、貴重な体験となったとの声が聞かれた。また、出展者同志が交流を深め、医療・介護関係機関の新たな繋がりができた。</p>
今後の課題	<p>初めての開催ということもあり、出展者関係の調整や費用等の確定が直前となってしまった。次回開催の際は、今回の振り返りをもとに開催時期や開催場所、出展者選出、出展料の徴収等を検討し、準備期間を十分に設けて企画を練った上で、開催に向けて準備を行う。また、今回は出店のなかった飲食店の出店や雨天対策等も検討する。</p>

報告事項②

医療・介護フェスでの市民向け意識調査について	
目的	高齢者が増加する中、将来の自分の生き方・人生の終わり方をどのくらい市民が考えているのかを明らかにし、今後の普及啓発のあり方を考える。
方法	地域ケア会議、認知症地域支援推進員他ブースにて、アンケート調査を実施した。結果については別紙①を参照。
考察	<p>昨年度、地域健康フェアにて実施した「ACP」意識調査と同様に、年齢や性別に関わらず「ACP」という言葉について普及がされていないことが明らかとなった。普及啓発方法を検討し、普及啓発後はアンケート等で経年経過を見ることで、ACPへの普及状況を確認する必要がある。</p> <p>人生の終わり方について考えたことがある人は8割を超えていたが、どの程度考えているかは様々である。深く考えるきっかけづくりのためにも、もしバナゲームや人生会議トランプのような、若者でも遊び感覚で取り入れられるような方法を取り入れていくなどの工夫が必要であると感じた。</p>

報告事項③

令和6年度 多職種研修について	
医療と介護の連携強化に関する多職種研修	
目的	在宅生活で医療と介護のサービス提供が切れ目なく受けられるように、医療関係者と介護関係者間での情報共有を推進し、チームケアとしての体制づくりを行う。
開催予定回数	全4回（予定）
内容	調整中
対象	医療・介護従事者
日時	9月以降月1回程度の頻度で平日夜を予定
会場	立川市役所会議室を予定

広報たちかわ 10月10号
在宅医療・介護連携の特集ページについて

内容

- イベント周知
- その他、主な掲載内容(予定)
 - ・ かかりつけ医によるもの忘れ相談
 - ・ 出張暮らしの保健室
 - ・ 体操をしたい方々を応援します
 - ・ 認知症ケアパス
 - ・ 介護保険、高齢者サービスに関する問い合わせ窓口の紹介

住み慣れた地域でいつまでも私らしく 立川市の高齢者施策

市は、皆さんがより長く地域で生活を続けられるよう、高齢者の暮らしや健康に関するさまざまな施策に取り組んでいます。

認知症を知ろう・学ぼう・歩もう

もの忘れ外来の認知症科から認知症の一般的な知識を学ぶ「認知症講座」リハビリの専門職から認知症中心の診療に役立つ知識を学ぶ「認知症講座」、参加者同士の情報交換や専門職への質問などができる「認知症の3本立て」です(各30分)。講座会場へは出入り自由。オンライン参加を希望する方は、立川市高齢者福祉推進センターに電話、またはメールでお申し込みください。

①認知症の診断を受けた方と家族、認知症について学びたい方(2024年10月24日(水)午後2時～3時30分)立川市高齢者福祉推進センター(4-2-22)

②立川市高齢者福祉推進センター(仲野さん、黒田さん)☎0120(7)66(6)13 Center-mitachi-kuwa-hosp.jp、市高齢者福祉推進センター(内線)471

出張 暮らしの保健室

認知症科や薬師科等が、市民の方が所属するサークル等へ出張訪問いたします。在宅医療や介護、医薬、持病のことなど、なんでも一緒に話

「自分たちで体操をしたいけれど、どんな体操をしていいかわからない」という団体に、市が体操指導者を

「自分たちで体操したいけれど、どんな体操をしていいかわからない」という団体に、市が体操指導者を

介護保険・高齢者のサービスに関するご相談は…

名称	電話番号	ファクス	担当地域
1 高齢者自立支援センター	☎042(0)311	☎042(1)743	富士野、御油町
2 高齢者自立支援センター	☎03(3)5612	☎03(3)5613	羽生町、御油町
3 仲野さん福祉センター	☎042(0)203	☎03(3)1436	黒木町、黒野町
4 北原さん福祉センター	☎03(3)1221	☎03(3)1222	砂原町、砂原町
5 北原さん福祉センター	☎03(3)2334	☎03(3)1303	幸町、幸町、砂原町
6 北原さん福祉センター	☎03(3)9911	☎03(3)9963	上野町、上野町、砂原町

令和5年度広報たちかわ10月10日号

次号
発行予定

掲載は、令和6年10月10日号を予定しております。年度後半に実施予定の講座など、広報で市民にPRしたい内容を、**8月20日(火)まで**にお知らせください。

宛先：立川市高齢福祉課認知症対策係
042-523-2111 内線 1482・1483 丸山・藤丸
FAX) 042-522-2481
kourei-t@city.tachikawa.lg.jp

10月10日号以降の在宅医療・介護連携推進特集の掲載は、令和7年4月25日号特集ページ(介護保険のお知らせ)を予定しております。令和7年度前半に実施予定の講座など、掲載希望内容は第4回協議会にて伺います。

認知症地域支援推進員、在宅医療・介護相談窓口について

【認知症総合支援事業(地域支援事業)について】

「保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業」を「認知症総合支援事業」とし、地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられた。

この事業は、認知症施策の重要課題である以下の3事業で構成。

①認知症初期集中支援推進事業

②認知症地域支援・ケア向上事業



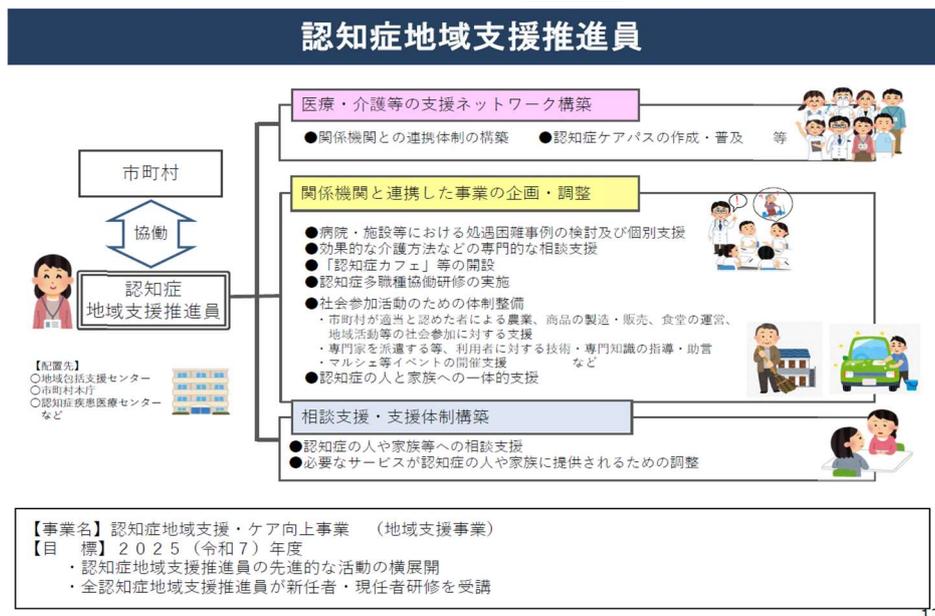
認知症の容態に応じ、全ての期間を通じて必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進することが必要とされている。

その体制づくりの推進役として「**認知症地域支援推進員**」の配置を行い、地域の医療や介護の関係機関、地域の支援機関等の連携支援や認知症の人やその家族を支援する体制づくり等の事業を行っている。

概要

③認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業

【認知症地域支援推進員の役割】※別紙②参照

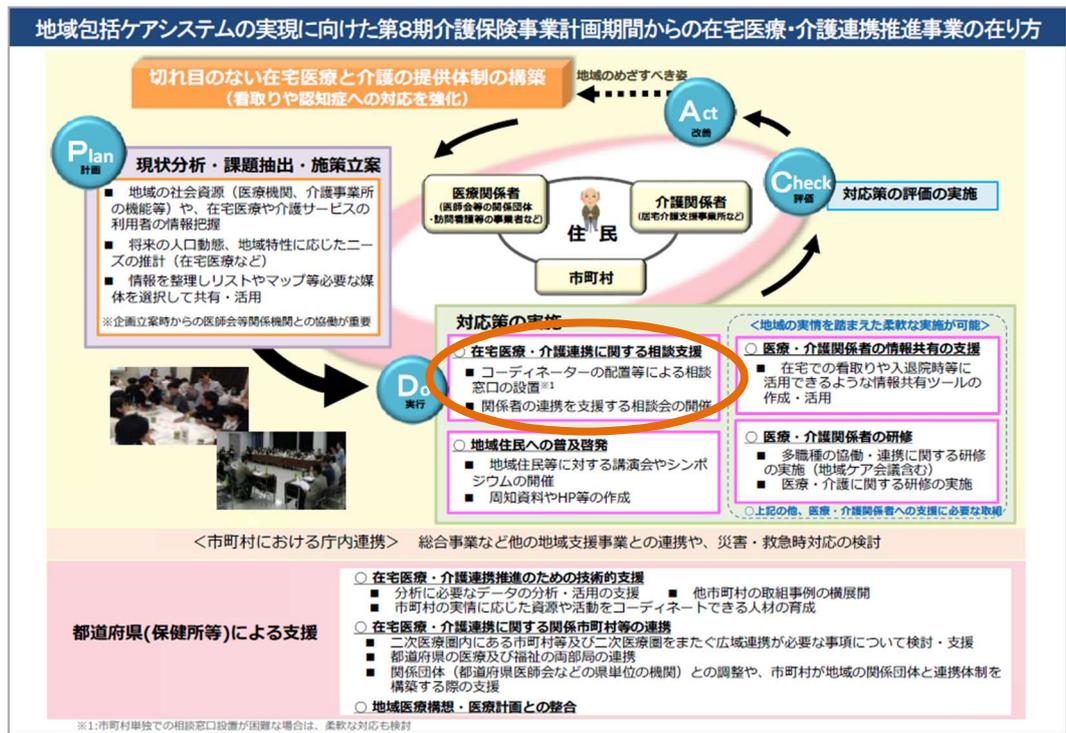


資料：厚生労働省

今後増加する認知症高齢者やその家族が地域で安心して住み続けるためには、それぞれの地域の特性に合わせた取り組みが必要である。

認知症地域支援推進員は「在宅医療・介護相談窓口」も兼ねている。

図 5 第 8 期介護保険事業計画期間からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方



※別紙③参照 資料：厚生労働省

○在宅医療・介護連携に関する相談支援

⇒在宅医療・介護相談窓口担当による相談支援

高齢化の進展における医療と介護の相談等のニーズの増加や、介護サービス従事者の不足が懸念される中、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療と介護の連携に関する相談の受付、地域の医療・介護関係者の連携調整、情報提供の体制を強化するためには、地域特性やニーズに合った対応を行う必要がある。

現状・予定

	現在	変更後
人数	南エリア（南部西圏域・南部東圏域）中エリア（中部圏域・北部東圏域）北エリア（北部中圏域・北部西圏域）に1名ずつ計3名配置	日常生活圏域ごとに1名ずつ計6名配置
勤務形態	専任	兼務

それぞれの地域の特性やニーズに沿った対応を行う必要があることから、令和7年1月より6つの日常生活圏に認知症地域支援推進員の配置を目指す。

報告事項⑥

補聴器購入費助成事業について	
概要	<p>難聴等により聞こえに課題のある18歳以上の方に対し、市へ事前申請した後に、認定補聴器専門店等で購入する補聴器の購入費の一部として上限4万円を助成する。(令和6年7月開始)</p> <p>この事業は、補聴器を使用することで家族や地域住民とのコミュニケーションが可能になることに伴い、孤立を防ぎ、社会参加を促すことを目的としている。</p> <p>聴覚障害による補聴器の支給対象になる方は対象外となる。また、聴力が両耳とも40デシベル以上70デシベル未満、利用者の前年の合計所得金額が210万円未満、補聴器相談医による医師意見書の提出を要件としている。</p> <p>※別紙④参照</p>

報告事項⑦

高齢者等見守りシール事業について	
概要	<p>市内在宅で認知症等による一人歩きのおそれがある高齢者等に対し、2次元コードを記載した見守りシールを配布する。(令和6年8月開始)</p> <p>利用者が行方不明となった際に、衣服や持ち物に貼り付けられたシールに印字された2次元コードを、発見者がスマホ等で読み取ると「どこシル伝言板」というシステムに通知される。システムを通して、事前に登録された家族等に連絡がいき、直接、情報交換(やり取り)ができることで、行方不明者の身元確認や保護を行うことができる。</p> <p>※詳細は当日資料を配布する。</p>

報告事項⑧

訪問看護指示書について	
課題	訪問看護を利用するにたり、本来の流れと現状に相違があった。
現状	<p>【訪問看護指示書とは】 指定された訪問看護事業者が訪問看護サービスを提供する際に主治医から交付される文書。</p> <p>本来の流れ：かかりつけ医、主治医が診察に基づき、訪問看護が必要と判断した場合に交付するもの。</p> <p>現状：訪問看護事業所からの依頼で交付される場合もあり、 交付手順が統一されていない。</p>
概要	<p>訪問看護連絡会にて、訪問看護指示書に対する対応を協議。</p> <p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護指示書交付のあり方を本来の形に戻し、交付手順を統一したい。 ・介護保険法では、訪問看護を受ける際は、ケアを受ける本人や利用者をサポートする関係者が集まって「サービス担当者会議」を開き、関係職種で訪問看護の必要性を協議し、医師に相談すべきものであると定められている。それを徹底し実施することにより、医療・介護の連携を深める事にも繋がると考える。
確認事項	<p>訪問看護指示書の本来の主旨を鑑み、医師の責任において交付していただくことで立川市の医療機関に説明、周知していく。</p> <p>※通知文書は別紙⑤参照。</p>